

監査委員告示第 6 号

平成30年9月21日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求
について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成30年11月27日

上田市監査委員 小池 功 二
同 尾 島 勝

決 定 書

第1 請求人
(略)

第2 請求要旨

平成30年9月20日「資源循環型施設建設に関する説明会 開催結果のお知らせ」の文書を、上田市文書規程による自治会内配布文書に相当するものであるにもかかわらず郵送した。郵送料の支払いにより市(市民)に損害を与えた。

第3 請求の受理

本件請求は、平成30年9月21日に提起され、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

平成30年9月25日から平成30年11月20日まで

2 監査の対象部署

上田市生活環境部資源循環型施設建設関連事業課

3 請求人の陳述及び証拠提出

平成30年10月30日、監査委員室にて請求人の陳述を聴取した。

住民監査請求を提起した「上田市職員措置請求書」に添付された市から郵送した封筒宛名面のコピー以外に、新たな証拠書類等の提出はなかった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

上田市長(生活環境部資源循環型施設建設関連事業課)から平成30年10月26日付で、弁明書が提出された。

平成30年10月30日、監査委員室にて生活環境部 参事、資源循環型施設建設関連事業課 課長、同課 課長補佐から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令等

上田市文書規程(平成18年訓令第3号)

第6章 自治会長又は区長あて送達文書

(自治会長又は区長あて文書の送達)

第45条 自治会長又は区長あて文書の定期送達(以下「定期送達」という。)は、毎月1日及び16日とする。ただし、市民参加・協働推進課長は、必要により送達日を変更すること

ができる。

2 前項の定期送達は、市民参加・協働推進課において行う。

(自治会内配布文書等)

第46条 自治会長又は区長へ文書の配布又は回覧を依頼しようとするときは、事前に市民参加・協働推進課長の承認を受けなければならない。

前項の文書の送達は、定期送達を利用するものとする。

(定期送達による発送)

第47条 定期送達による文書の発送を依頼しようとするときは、発送文書を7部自治協働支援担当係長へ提出しなければならない。

2 主務課は、前項に規定する文書を送達日の2日前までに、自治協働支援担当係長の指定する場所へ提出しなければならない。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 平成30年9月18日午前、生活環境部 参事外3名で、諏訪部自治会長の自宅を訪問し、「資源循環型施設建設に関する説明会 開催結果のお知らせ」の文書を自治会内各戸へ配布するよう依頼したが、断られた。

イ 平成30年9月18日午後、資源循環型施設建設関連事業課 主査が「資源循環型施設建設に関する説明会 開催結果のお知らせ」の文書を、総務課文書法規係へ持ち込み、郵送した。郵送数は、住民宛(自治会へ加入していない世帯を含む。)176通、事業所宛36通、合計212通であった。

(3) 監査委員の判断

上田市文書規程第45条から第47条までの規定は、自治会長あてに文書を定期送達する手続きの方法を定めたもので、送達されるべき文書そのものを定めたものではない。

住民(自治会へ加入していない世帯を含む。)及び関係事業所等に確実に文書を送達しようとする場合は、郵送を用いることが一般的かつ合理的な方法である。

基本的に自治会を通して送達する文書は、自治会への負担を考慮して年間計画で定められた広報等の定期的に送達するものが原則であり、今回の郵送した文書についてはその他のもので、かならずしも自治会が送達すべきものではないと判断せざるを得ない。

したがって、本件の郵送による公金の支出は、不当であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により、主文のとおり決定する。

平成30年11月20日

上田市監査委員 小池 功 二
同 尾島 勝